

西欧中世比較史料論研究：平成19年度研究成果年次 報告書

岡崎，敦
九州大学大学院人文科学研究院：助教授

城戸，照子
大分大学経済学部：教授

丹下，栄
下関市立大学経済学部：教授

足立，孝
弘前大学人文学部：准教授

他

<https://hdl.handle.net/2324/1932625>

出版情報：2008-03
バージョン：
権利関係：

【付録】2007年度研究会「ロラン・モレル教授講演会」

1. 日時：2007年3月4日（日）14時から
 場所：東京大学本郷キャンパス法文1号館315号教室
 テーマ：「《文書オリジナル》とはなにか ―研究者の観点と中世人の観点―」
 "La notion 'd'acte original' (VIIe-XIIIe s.): le point de vue des médiévistes, le point de vue des médiévaux"

2. 日時：2007年3月5日（月）15時から
 場所：大阪大学大学院文学研究科第一会議室
 テーマ：「修道士とアーカイヴズ ―9-13世紀フランスの事例から―」
 "Les moines face à leurs archives (France, IXe-début XIIIe siècle)"

3. 日時：2007年3月10日（土）14時から
 場所：九州大学文学部西洋史学研究室
 テーマ：東京大学と同じ

高等研究院第4部門（パリ、ソルボンヌ）教授のロラン・モレル教授 Laurent MORELLE をお招きしての、連続講演研究会が開催された。東京大学での研究会は、同大学大学院人文社会系（当時）の加納修講師、大阪大学での講演会は、同大学大学院文学研究科の江川温教授のご厚意により、それぞれ実現した。お二人には、この場をかりて、あらためて厚く御礼申し上げる。

著者のロラン・モレル教授は、1956年生まれで、現在、高等研究院（ソルボンヌ）第4部門の研究指導教授である（担当講座は「中世における文書慣行」）。国立古文書学校卒業後、パリの国立中央文書館司書を務めたのち、1990年にはリル第三大学講師、94年からはパリ第一大学講師をそれぞれ歴任した。99年に高等研究院に移り、2003年より現職である。

古文書学校での卒業論文のテーマでもあった、9-12世紀のコルビー修道院文書史料研究は、氏のライフ・ワークであり、88年の第三課程博士論文（パリ第4大学）、さらには2001年の研究指導教授資格論文（パリ第1大学）も、同じ枠組みで準備された。氏の関心の核が、いわゆる「史料論」にあることは、高等研究院での毎年の開講テーマによく現われている（1999-2000年度は「修道院カルチュレールと文書庫」、2001-2002年度は「文書の欠如をめぐって」、2002-2003年度は「記述史料における文書の受容」、2004-2005年度は「非文書史料における文書の受容」、2005-2006年度は「修道院のための司教文書」、2006-2007年

度は「キログラフ」など)。伝統的にシャルティストに確保されてきた、高等研究院の名誉あるポストの継承者として、学界での活躍もめざましく、関係の国際学会での常連報告者である一方、自身、注目すべき研究集会を多く組織してきた(「カルチュレール」、「文書実践」など)。専攻する時期、地域、テーマのいずれの点でも、現代における古文書学校の伝統のもっとも重要な体现者の一人であろう。

今回の連続講演会は、モレル教授が取り組んでおられる一連の研究のなかでも、とりわけ問題関心と手法の双方において、日本の研究者の関心を引くと思われる二つのテーマについてお話しいただけるよう、お願いするかたちで設定された。

一つは、12世紀に文書形式の規格化と印章が普及する以前の時期における、文書の効力にかかわる。古典的な法制史研究と合体しがちであったかつての文書形式学においては、近代的な尺度における文書の法的価値を前提として、それを参照しながら、実際には多様なかたちで現出する歴史現象を「評価」していた。ここでは、とりわけ11世紀の文書は、形式の「墮落」が法的枠組の弛緩と連動するとみなされ、12世紀以降における混乱と無秩序の「克服」が語られがちであったのである。これに対して、近年の議論は、文字の価値を、多様な諸力のせめぎ合いの場において生じる秩序形成全般との関係で研究する傾向が強い。そこでは、形式性に欠ける文書オリジナルはもちろん、口頭所作儀礼を含む価値の磁場や、文書のコピーや編纂物等もまた、議論の射程に入っている。以上の研究の現状にあって、今回モレル教授によって準備された「文書オリジナル」の再検討は、いま一度、文書の意義と機能について、文書論の立場から再考しようと試みるものであった。カルチュレールの法的効力が安易に主張されるなど、やや一般論に傾きがちな学界の趨勢に対して、解釈が微妙な史料の微細な分析を積み重ねることで、あらためてオリジナル意識の存在を確認する仕事として、極めて重要な意味を持つ。

いま一つは、アーカイヴズ管理についてである。20世紀末の歴史学のキーワードの一つは「記憶の管理」であったが、西欧中世史料論の領域においては、91年にモレル教授自身が準備に携わった「カルチュレール研究集会」が、研究史上、重要な画期をなしている。この研究集会において、教授は、カルチュレール編纂をアーカイヴズ管理の技法との関わりで論ずる希少な研究を提示したが、いわば「深さへの視角」ともいべきこの方向での研究は、いまだに教授の独壇場の観がある。日本史学界においても高まっているアーカイヴズ学・史への関心を念頭に、西欧中世においてもっとも高度な文書管理を展開していた教会、とりわけ修道院を対象とする報告をご準備いただいた。本共同研究で招聘したブノワ＝ミシェル・トック教授による、同テーマに関する報告とは相補い合う関係にあり、両者を合わせて参照することで、西欧中世におけるアーカイヴズ管理と、その研究の現状について、バランスのとれたイメージをうることができるであろう。

二つの報告原稿は、準備の段階ですでに、ほとんど史料典拠からなる注を備えた個別論文の体裁をとっていた。「オリジナル」についての報告は、慶応義塾大学文学部の吉武憲司

教授のご厚意で、すでに翻訳が公表されているので（ロラン・モレル「文書オリジナルとはなにか -7-12世紀の文書史料に関するいくつかの指摘」、『史学』第76巻 第2・3号、2007年12月、89-120頁）、本報告書では、「アーカイヴズ」報告原稿のみを掲載する。

最後に、過大な要求にもかかわらず、こころよく今回の招聘をお受けいただいたモレル教授に、あらためて感謝申し上げます。教授は、事実上論文に相当する内容の報告を、今回の訪日のためにご準備いただいたのをはじめ、質疑の場においても、終始、慎重ななかにも、誠実なご対応で一貫された。

修道士とアーカイヴズ
—9 - 13 世紀フランスの事例から—

ロラン・モレル
(岡崎敦訳)

「中世の教会が残した権利証書は数十万通におよぶ。13 世紀までの時期に関しては、社会や経済を研究する歴史家が日常的に頼りにしているのは、まさしくこの種類の史料なのである¹。」我が友オリヴィエ・ギョジャンの筆になるこの一節は、歴史家が、中世を通じて、そしてその後もまた、これらの史料を管理してきた文書管理人にいかによく負っているかをよく表現するものです。ここで取り上げる西欧の中世盛期についてのアーカイヴズのほとんどは、当時繁栄していた教会が残したものです。すなわち、司教座教会、参事会教会、修道院、さらには修道士に似た存在である律修参事会聖職者の教会などです。俗人のアーカイヴズは、一般に断片的なかたちでしか残っておらず、それも教会の手に渡ったときだけでした。領主や都市共同体のアーカイヴズが、おずおずと登場するのは、12 世紀以後、それもかなり後になってからにすぎません。歴史家は、13 世紀以前には、王や教皇のアーカイヴズをあてにすることはほとんど出来ないのです。教皇庁は、確かに中世をつうじて膨大な書き物を残し、11 世紀以後は(グレゴリウス改革の時期)、その権力や権威、地方教会に対する干渉も、時期を経るにつれて大きなものとなりました。しかしながら、1198 年以前には、その文書局が発給した数千の書簡や特権文書は、それらを受け取った側のアーカイヴズでしか伝来しないのです。王や領邦君主のアーカイヴズはといえば、12 世紀以前にはまったく謎のままで、彼らが発給した文書は、受益者のアーカイヴズによってしか分かりません。ここには、中世における文書管理の重要な原則が見て取れます。王や領邦君主、司教の文書局には、まれな例外を除いて、彼らが個人あるいは団体のために発給した文書の控えをとる慣行がなかったのです。というわけで、文書を発給しうる当局者の文書生産については、受益者のアーカイヴズによってしか知ることができないのです。

教会のなかでも、修道院のアーカイヴズは、間違いなく、もっとも豊かな史料のかたまりをなしています。この問題にあまりなじんでおられない方のために、いくつかの目印を提示しましょう。修道制は、800 年にローマ帝国の冠を受けた、カロリング王朝の二番目の王、シャルルマーニュの時代には、フランク王国にしっかりと根ざす長い歴史を有していました。修道院は、宗教的、文化的、経済的な意味で、公共的な機能を果たしており、その財産は巨大で、国家への奉仕という意味でももっとも重要な存在でありました。君主の

¹ Olivier Guyotjeannin, dans André VAUCHEZ et Cécile CABY (dir.), *L'histoire des moines, chanoines et religieux au Moyen Âge. Guide de recherche et documents*, 2003, p. 110.

修道制政策は、とりわけルイ敬虔帝の時代から、修道士の地位を聖職者の地位から（すなわち、教会参事会員と）区別して明確化しようとするもので、規範として、ただ一つの戒律、すなわちベネディクト戒律をいっせいに課しました。修道士たちの共同体は、修道院長によって統率されましたが、彼の地位は、政治的に重要な意義を持つものでした。修道士による院長の自由選挙権は、渴望される特権であったのです。

843年のヴェルダン条約によって生まれた西フランク王国では、修道院は、貴族たちの欲望のまとであり、9世紀後半に生じたヴァイキングの襲来の犠牲ともなったのですが、その後、危機と衰退のときを迎えました。10世紀は、改革運動が花咲いた時期で、なかでも、910年に創建されたブルゴーニュ地方の修道院、すなわちクリュニーによる改革運動は、2世紀後には、数百の従属修道院をしたがえる修道会を生みました。既存のもの改革、あるいは新設された他の修道院でも、その規模はさまざまですが、華々しい成功を収めたものがある一方（マルムチエ、シェイズ＝デュー、サン＝ヴィクトル・ド・マルセイユ）、ときには非常に古くに創建された崇敬篤き修道院の多くが、より地方的ではあっても、しっかりとした基盤を築いていました。11世紀末には、クリュニー運動は失速して、新たに創建された別の修道院が、新たに渴望された霊的欲求にこたえようとしてしました。1098年に創建されたシトー修道院は、クレルヴォーの修道院長、聖ベルナルの努力で、大きな広がりをもつ運動を生み出しました。シトー修道会は、12世紀には、11世紀にクリュニーが成し遂げたと同じ成功を収めることになるでしょう。これらの修道運動は、すべて互いに重なり合ったのではなく、付け加えられていったことに注意せねばなりません。本日のお話しで主な対象とするフランス王国という空間は、一言で言うなら、さまざまな伝統や系統に属する教会のモザイクとして現われます。以上の事実確認は、私のお話しの主題からは若干外れるものですが、その背景として役立ちます。というのも、アーカイヴズは、修道院の生活や、その運命の重要な一部であるからです。以下、まず修道士にとってアーカイヴズとは何であったのかを理解するため、彼らのアーカイヴズに対する態度を検討します。後半では、彼らが、具体的に、どのようにアーカイヴズを取り扱ったのかを見ましょう。

1. 文書への配慮

不規則な配慮

まず、あるカルチュレール序文の抜粋の検討からはじめましょう。「もしある日、誰かがなにか権利証書のことを思い出したとしても、それがいくつもの箱のどこかで見つかる前には、まずそれらを何度もかき回さねばならない。そして、かき回しているうち、印章や教皇の鉛印璽を壊してしまう。最後には、探し人は、疲れ果て、探すのに厭いてしまうが、ときには見つからないすらある²。」この序文は、のちに教皇ウルバヌス4世となるジャッ

² «*Si vero aliquis alicujus instrumenti aliquando memor esset, antequam illud posset in vestris armariolis inveniri, tot et tanta revolvendo oportebat quod revolvendo nonnulla sigilla et bulle etiam*

ク・ド・トロワの手になるものですが、修道院のアーカイヴズではなく、ランという威信高い司教座教会のアーカイヴズについてのものです。とはいえ、修道院カルチュレールのなかで、アーカイヴズが叙述するときには、しばしばこのような暗い色調で描かれています。1295年には、コルビー修道院の「黒カルチュレール」の序文に、以下のように書かれています。

あらゆる困難は別にしても、コルビー教会の修道士、聖職者、助言者たちには、現在に至るまで、その教会の「蔵書」において、免属特権や教会の所有や権利について書かれた文書や書簡を探す場合に、数限りない苦労がある。というのも、彼らが箱や棚を眺めても、特権文書や証書、書簡などが混乱状態なので、探しているものが見つからないことが生じるからである。その結果、ときには、否、非常にしばしば訴訟に負けるのである。というわけで、彼らは非常に心が動揺し、激しく胸が痛むというわけである³。

これらの紋切り型の表現は、おそらく、カオス状態に秩序をもたらそうとする者たちの仕事の評価を上げようとしてのことでしょう。しかしながら、カルチュレールの序文によく見られるこの修辞学上のトポスは、修道士たちのもとにあった「文書への配慮」についてあらためて考えさせるものです。アーカイヴズをきちんと整頓することは、それほど普通のことであったのでしょうか。

私には、これはそれほど確かなことであるとは思えません。言葉の能動的な意味での「保管」とか、あるいは「廃棄」は、普通の態度ではないように思われます。通常の状態とは、もちろん長期的に見てですが、アーカイヴズへの「不規則なその時々に関心」ではないでしょうか。必要になったとき、時々巡ってくる関心が要求するときに、アーカイヴズに目が行くのです。私には、この「その時々」という関係は、ほとんど、教会アーカイヴズの運命を決める要素のように思え、歴史家や古文書学者は、この点を考慮にいれねばなりません⁴。文書の「生き残るチャンス」は、このことに影響されています。この点に関し、メ

apostolice aliquando ledebantur, et in fine querentes querendi tedio fatigati nonnumquam inveniendi solatio frustrabantur ». Préface du cartulaire du chapitre de Laon (AD Aisne, G 1850) par Jacques de Troyes, éd. A. Bouxin, *Un cartulaire du chapitre de la cathédrale de Laon (XIII^e s.)*, dans *Revue des bibliothèques*, 1901, p. 1-12, p. 4.

³ Préface du cartulaire noir de Corbie (BnF, lat. 17758): « *Innumeras sollicitudines recolendo necnon diversos labores quos hactenus domini monachi ecclesie Corbeyensis et eorumdem clerici et consiliarii pro querendis in predictae ecclesie librario privilegiis, cartis et litteris super libertatibus, possessionibus et juribus ecclesie supradicte confectis subierunt, quia, dum oculos suos in archis et armariolis dicti librarii revolvebant, propter eorumdem privilegiorum, cartarum et litterarum inordinacionem aliquando quod querebant non poterant invenire, propter quod aliquociens aliqua et plura negocia dampnabiliter perierunt, unde multa mentis turbacione movebantur et vehementi cordis afflictione gravabantur...* »

⁴ この問題は、滅失文書 *deperdita* 研究、およびとりわけメロヴィング王の偽文書批判と背後で関係しているが、事実、後者の偽文書は、多くの失われた文書に置き換わったものである。文書の破壊については、従来、あまりにもヴァイキングの惨禍や、アーカイヴ

ロヴィング期の史料について、以下の二つの点を指摘したいと思います。第一に、パピルスに書かれた7通の王文書、4通の私文書は、サン＝ドニの修道士によって11世紀に作成された偽文書をとおしてしか伝来しません。彼らは、あるせつば詰まった状況のもとで偽文書を作成するために、真正な文書の裏側を利用したのです。このエピソードからは、つぎの教訓が導き出されます。すなわち、修道士とは実用主義者であると。歴史家は、彼らの目には、史料は、文書であるよりも素材として価値があると見えたという事実を認めなければなりません。第二に、私たちが知っているほとんどすべてのメロヴィング王の判決文書は、オリジナルで伝来していますが、これらを、サン＝ドニの修道士たちは、彼らのカルチュレールに書き写したり、配慮した形跡がないのです。しかしながら、これらは現在まで伝来しています。すなわち、なんらかの史料への無関心もまた、必ずしも廃棄を意味するわけではなく、史料の「生存チャンス」をもたらしもするのです。以上のように、かりに、文書庫の運命に関して、災害という偶然がもたらした役割についてはよく分からないとしても、アーカイヴズ史料の消滅を説明するのに、必ずしも意識的な選別を言い立てることは必要とは思えないのです。

しかしながら、無関心が「それ自体では」文書の消滅を意味しないのと同様に、文書に関心を寄せていたからといって、保管が必ず確保されるとは限りません。保管するという事は、日々管理にあたるということですが、これは余分なものをそぎ落とすことにもつながるのです。保管についての戦略は、時期によっても、修道士のその時々での関心によってもさまざまでありえます。

実際には、「文書への配慮」の歴史は、非常に多くの要因に左右されるものでした。まずそれぞれの教会が経験した浮沈を考慮に入れねばなりません。すでに述べたように、ここで問題としている時期には、さまざまな教会改革や新しい動きがありました。アーカイヴズへの関心は、ある場合には、財産・所領の立て直しという文脈における「記憶の再構築」であり、また別の場合には、年代記作者や文書管理人たちの個人的な努力の結果でした。最後に、より広く見れば、この事業には「時代の空気」とでも形容出来るものがあります。同一地域において、「黒い修道士＝伝統的な修道士」と「白い修道士＝シトー会修道士など」との間で、また別の場所では、「伝統的修道士」とクリュニー会修道士の間にさえ、修道院の間の強い競合関係が生じていますが、これは、アーカイヴズへの新しい関心を呼び起こす絶好の機会であったのです。

ズ管理者の怠慢が強調され過ぎてきた。以下の個別研究も参照。C. Brühl, *Studien zu den merowingischen Königsurkunden*, éd. Th. Kölzer, Cologne-Weimar-Vienne, 1998, p. 227 et suiv., p. 249 (サン＝ベルタン伝来のメロヴィング王文書について)。ブリュールが主張している「確認偽文書」という観念は、多くの偽文書には人を欺く性格はなく、失われた文書の替わりとすることが目指されている、という見解に負っているC. Brühl, “Der ehrbare Fälscher. Zu den Fälschungen des Klosters S. Pietro in Ciel d’Oro zu Pavia”, *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters*, t. 35, 1979, p. 209-218

完全に意識的な関心

「アーカイヴズへの配慮」が相対的なものでしかないとしても、あるいはまさしくそれがゆえに、この配慮は、よき修道院長に求められる資格を、さらには将来修道院長となるべき修道士に見られるはずの資質の一つをなしています。サン＝ドニのもっとも著名な修道院長であるシュジェールの逸話はよく知られています。彼は、みずから、自分と修道院の栄光のために、自身の事跡を書き残したのですが、この書物のなかで、以下のように記しています。いわく、自分は、若い勉強時代にすでにしばしば所領に関する文書や、パピルスに書かれたインムニタス特権文書を文書庫で繙いていたが、それは、多くの不正な権利要求に対抗するためのものを、そこに探すためであった。彼は、こうすることで、この修道院がずっと以前に、アルジャントゥイユ修道院を失っていたことを知ったというのです⁵。この一世紀前には、フルリ修道院の院長が同じ態度を示しています。彼の礼賛者でその伝記を書いたアンドレによると⁶、このゴズランという修道院長は、いくつかの所領を手放してしまった何人かの修道院長に対して、教皇文書のなかで課せられている霊的な制裁について、深く考え込んでいたというのです。アンドレは、王文書のなかに記載されている制裁条項を教皇文書のそれと混同しており、このことは、話の信憑性を疑わせるものですが、ここで重要なのは、つぎの教訓です。すなわち、よき修道院長は、文書庫を頻繁に訪れて、よく状況を知っておかねばならない、と見なされていたという点です。

この点では、さらに、より古いものですが、宣伝工作という文脈とは別個に考察可能な証拠がいま一つ存在します。872年に、シガルドゥスは、シャルル禿頭王から、ブルゴーニュにあるフラヴィニ修道院の院長職を委ねられました。現地に着くと、彼は、「修道院の財産に関するあらゆる文書」⁷を提示されたのです。問題のテキストは、実は、シガルドゥス

⁵ « Cum etate docibili adolescentiae meae antiquas armarii possessionum revolverem cartas, et immunitatum biblos propter multorum calumniatorum improbitates frequentarem, crebro manibus occurrebat de cenobio Argentoilensi foundationis carta ab Hermenrico et conjuge ejus Numma, in qua continebatur quod a tempore Pipini regis beati Dyonisii abbatia extiterat. » *Liber de rebus de administratione sua*, éd. et trad. Fr. GASPARRI, Paris, 1996 (Classiques de l'histoire de France au Moyen Âge, 37), p. 64 ; この箇所については、以下の論文を参照。L. MORELLE, « Suger et les archives : en relisant deux passages du *De administratione* », dans *Suger en question : regards croisés sur Saint-Denis*, études réunies par Rolf Grosse, Munich, 2004 (Pariser Historische Studien, 68), p. 117-139.

⁶ ANDRÉ DE FLEURY, *Vie de Gauzlin*, éd. et trad. R.-H. BAUTIER, G. LABORY, Paris, 1969 (*Sources d'histoire médiévale... 2*), § 41a. この箇所では、以下のことが語られている。修道院長ゴズランは、修道院に発給された教皇による特権文書を調査し、そこで、「修道院周辺」に所在する所領を、封として勝手に譲渡するような修道院長に対する霊的な威嚇について、いろいろ思い巡らしていたという。イスドゥ教会が、オルレアン司教オドルリクス（1021-1035）の手にあることを発見したのは、そのときであった。この箇所については、以下の論文を参照。L. MORELLE, « Que peut-on savoir du temporel de Fleury à l'époque d'Abbon ? », à paraître dans les actes du colloque Abbon de Fleury (juin 2004).

⁷ フラヴィニ修道院の守護聖人である聖プロジェクトゥスの聖所の灯明料を設定するための、修道院長シガルドゥス文書の状況説明部分。éd. Constance B. BOUCHARD, *The Cartulary of Flavigny 717-1113*, Cambridge (Mass.), 1991 (Medieval Academy books, 99), n° 53, p. 129 :

が発給したある文書の状況説明の部分に現れます。彼は、サン＝プリ教会への譲渡が古いものであることに気付くと、フラヴィニの守護聖人の後光を与えることで、これらを更新しようとしたのです。ここでは、行為に注目しましょう。新しい修道院長は、修道士たちによって選出されたのではなく、君主によって指名されたのですが、院長として修道院を差配するに際して、アーカイヴズを提示されたという点です。アーカイヴズは、ここでは、修道院の財産を象徴していますが、事実、その歴史、存在自体のダイジェストなのです。ほかに、文書が真の意味で、財産の獲得や獲得物を意味する証拠は多く存在します。ちなみに、「譲渡」という用語が、所有権の移転と同時にそれを語る文書を意味するなどの、ある種の用語の混乱がよく見られるのも事実ですが、いずれにせよ、いくつかのカルチュレールに強迫観念のように現われる表現を借りれば、文書への無関心は、財産にとっては危険信号なのです。

保存せねばならない記憶とは、譲渡した人間についての記憶でもありました。文書は、この種の記憶を保存していますが、事実、譲渡とそれを記載した文書は、「霊的な契約」であるからには、この保存は非常に重要なのでした。すなわち、寄進された物質的な財産のかわりに、あの世での救いのための祈りが保証されたのです。1058年、あるいはそのちょっと前に、サン＝モール＝デ＝フォッセの修道士ウッドは、同僚の修道士を対象として、ヴァンドーム、ムラン、コルベイユ、そしてパリの伯であったブシャールの伝記を編纂しました。ブシャールは、この修道院へ大きな寄進を行った人物ですが、最後は、修道士としてこの修道院に葬られたのです。この伯と親族の記憶を維持するために、この書物を書きながら、著者は、ブシャールが生きた紀元千年ごろの文書を要約したり、コメントを施したりしています。すなわち、文書庫を幅広く点検したわけなのです。これらの文書は、現在パリの中央文書館にオリジナルとして伝来しますが、現在でも、ウッドが行った文書整理上のしるしの痕跡を確認することができます⁸。この修道士の努力は報われました。ときの院長ジローは、修道士の「公式食事」をブシャールとその親族の記憶のために設けることを決定しました。この食事の費用は、彼らが譲渡した所領からの収入で賄われるのです。

« *Dum cognitum est a bonis hominibus quod dominus senior noster... Carolus Flauiniacum abbatiam, in honore Sancti Petri Sanctique Prejecti constructam et consecratam, michi concesserit ad regendum, ubi ego adueniens instrumenta cartarum de rebus omnibus eiusdem loci ante nostram presentiam uenire iussi et inueni omnes res permaxime ecclesie que in eodem monasterio predicti martiris Christi gloriosissimi constructum est ab antiquis traditus fuisse...* »

⁸ EUDES DE SAINT-MAUR, *Vie de Bouchard le Vénérable, comte de Vendôme, de Corbeil, de Melun et de Paris (X^e et XI^e siècles)*, éd. CH. BOUREL DE LA RONCIÈRE, Paris, 1892 (Collection de textes pour servir à l'étude et à l'enseignement de l'histoire); J. BOUSSARD, « Actes royaux et pontificaux des X^e et XI^e siècles, du chartier de Saint-Maur des Fossés », *Journal des Savants*, 1972, p. 81-109. ウードの文書調査については、以下の論文を参照。L. MORELLE, « La mise en 'œuvre' des actes diplomatiques : l'auctoritas des chartes chez quelques historiographes monastiques (IXe-XIe siècle), dans *Auctor et auctoritas : invention et conformisme dans l'écriture médiévale, actes du colloque de Saint-Quentin-en-Yvelines (14-16 juin 1999)*, dir. M. Zimmermann, Paris, 2001, p. 73-96, aux p. 80-83 et 94-96.

最後に、よき修道院長の活動は、教会のアーカイヴズを通して確認することもできます。モンチエ＝ラン＝デルの修道院長ブリュノンについて、この修道院で書かれたある物語には (*Liber de diversis casibus*)、以下のことが記されています。彼は、教皇レオ9世と個人的な関係を有していましたが、この親密な関係の結果として、彼はその後継者たちとも友誼を結ぶことになりました。たとえば、ステファヌス9世、ニコラス2世、ヴィクトル2世などです。著者によれば、「彼は、自分の死後のことを案じて、修道院の文書庫で、多くの古い特権文書や、これらの教皇たちがその権威によって確認してきた新しい特権文書を、慎重にも別扱いとした」⁹というのです。文書庫は、修道院長の令名を証し、教会の威信を高め、所有する諸権利を守るものです。文書への配慮は、伝統を尊重し、将来を見据えるものであるからには、よき修道院長は、それらを配慮せねばならないのです。アーカイヴズは、守り、維持し、そして寄り豊かなものとすべき「資本」なのです。

脅かされる資本

アーカイヴズは資本であり、この意味で、それを脅かす脅威から守るべき富ということになります。9-10世紀のヴァイキングやハンガリー人たちの侵入は、間違いなく、修道院文書庫に損害を与えました¹⁰。聖ジャングルの聖人伝によれば、人びとは、侵略者を前にして、アーカイヴズなど持たずに、あちらこちらに逃げ出したということです¹¹。文書破壊の証言も、単なるお話しと考えるには多すぎるほど伝えられています。同時に、無関心や偶然の紛失についても議論に入れねばなりません。そして、修道士たちは、自分たちのアーカイヴズに配慮していたという事実もです。文書の消滅は、おそらく意図的なものでもあったでしょう。前もって準備されたか、あるいは他の修道院から提供された避難場所を転々としながら、文書を抱えてさまよっていた修道士たちは、彼らの目にもっとも貴重と映る史料を守るために、選択せざるをえなかったのです。すなわち、なによりまず、教会関係者発給になる特権文書と王文書を救わねばならないのです。中世初期に関して、オリジナルで伝来する私文書の数が非常に少ないのは、おそらく、選択の結果であると思われます。修道士たちが持ち出したのは、ときには、必ずしもその古さによって非常にあがめ奉られるべき史料ばかりではなく、彼らにとっての利便性の故でもありました。たとえば、サン＝タマンの修道士たちは、883年にサン＝ジェルマン＝デ＝プレ修道院に着いたときに、彼らの修道士用財産の内容を確認した、比較的最近の王文書を持ち歩いていたのです。

⁹ *Liber secundus*, c. 12, p. 850: « *Usus quoque sibi decenti familiaritate successorum supra denominati s. pape Leonis, scilicet Stephani, Nicolai, Victoris atque Alexandri; plurima prisca privilegia, multaue moderna eorum auctoritatis confirmatione roborata, sollicitus post se venturae aetatis istius loci prudens recondidit archivis.* »

¹⁰ H. Platelle, « Les archives ecclésiastiques d'après la leçon inaugurale du professeur C. Dekker », dans *Mélanges de science religieuse*, t. 43, 1986, p. 21-31 (lecture commentée de: C. Dekker, « Kerkelijke archieven », *Nederlands Archievenblad*, t. 85, 1981, p. 126-148.

¹¹ « *Quippe hominibus quaque versum fugientibus et sibi tantum suaeque vitae consulentibus nullamque de custodiendis archivis curam habentibus* » (*Vita Gangulfi martyris*, éd. W. Levison, MGH SRM, t. VII, p. 169); 前注に掲げた論文を参照。

しかしながら、文書が脅威にさらされるのは、異教の蛮族にばかりではありません。1131年、サン＝リキエ修道院は、対立関係にあったある領主によって火をつけられ、文書庫も灰燼にふしました。この修道院の文書については、1088年に書かれた、修道士ハリウルフによる年代記カルチュレールに転写されたものだけが伝来しています。しかし、敵は身内にもいるのです。9世紀のある聖人伝によれば、シャルルマーニュの治世に、グランフィユのサン＝モール修道院を委ねられていたゲドゥルフという人物は、なんとこの教会を破壊し、「この修道院に譲渡されたすべての財産の帰属を証明する文書 *testamentum*」にも手をつけたのです。彼は、文書のほとんどを消却したり、河のなかに投げ込んだりしたほか、いくつかは、他の教会に譲り渡したとのこと¹²。935年ごろには、当時修道改革が盛んであったロレーヌにおいて、ある修道院改革を断行されました。トゥールからやってきた修道士たちが、モンチエ＝ラン＝デル修道院から、不適切な修道院長として、ベンゾなる人物とその一党を追い出し、自分たちが取って代わったのです。ベンゾは、モンチエ＝ラ＝セルへと逃げ出しましたが、修道院を去るに際して、その子分たちから唆されて、すべての特権文書と、宝物庫の財を数多く持ち去ったのです¹³。この史料で用いられている「特権 *privilegia*」という用語は、ここでは、修道院の地位を基礎づける文書を意味しています。たとえば、創建に関する文書や、王文書、教皇文書などですが、同時に、部分を全体で現す比喩の用法で、より広く、私文書や管理資料を含む、実務史料全体を表しています¹⁴。さらに、ここで指摘しておくべきは、アーカイヴズと典礼具などの宝物との間のつながりです。話を戻すと、モンチエ＝ラン＝デルの著名な修道院長アドソンは、のちになって、アーカイヴズを取り戻したのですが、これはおそらく、モンチエ＝ラ＝セルで崇敬されているある聖人の伝記を書くことと引き換えであったでしょう。アーカイヴズは、かくして、交換のための資金ともなるのです。アーカイヴズを持ち去るということは、修道院から権利証書を奪うということであり、結果として、財産の篡奪や契約の不履行に道を開くことにな

¹² Odon de Glanfeuil, *Miracles de Saint-Maur* (éd. AA SS janvier, t. 1, Anvers, 1643, p. 1053° : *Post haec omnia testamenta, quorum auctoritate rerum cunctarum eidem loco collatarum constabat delegatio, sollicite perquirens et inveniens, peiora semper pessimis adiciendo, partim cremavit, partim in Ligerim misit, nonnulla vero in monasterio S. Albini custodienda deposuit.* オドンは、つづいて、伯ロルゴンによる修道院の再建と改革について語っている (à partir de 819-832)。cf. M. Lauwers, « Vie du seigneur Bouchard.... », dans *Guerriers et moines...*, p. 380, 397, n. 66. 文書の破壊についての一節は、同じ事件に言及する11世紀の説教においても採録されている。

¹³ *Liber secundus de diversis casibus Dervensis coenobii et miraculis s. Bercharii* (après 1085), c. 9, p. 848 : « *discensus tamen, clientium pravorum hortatu cuncta privilegia ornamentorumque aliquanta exosae sibi ecclesiae secum tulit.* »

¹⁴ 「背徳的な家臣たち」は、おそらく、改革された修道院を最初の段階で潰そうとしたのではなく、彼らがプレカリア、あるいは単なる篡奪として受益していた財産について、権利を請求するための手段を、修道士たちから奪おうとしたものと思われる。この場合には、奪わねばならなかったのは、「特権文書」ばかりではなく、文書や管理資料全般であったことになる。いずれにせよ、アーカイヴズは、「人質にとる」だけの価値を有したのである。

ります。アーカイヴズをたてにとる脅しは、確かに存在しえたのです。

総じて、文書への配慮は、アーカイヴズの三つの機能によって決定されました。アーカイヴズとは、まず防御のための武器庫であり、人間や土地の記憶庫であり、最後に、教会の威信を高めるための宝物の保管庫なのです。この三つの側面から、教会が有するこれらの富を管理するための、具体的な帰結がいくつか出て参ります。

II. 書かれた記憶の管理

これまで紹介してきた事例を見ると、アーカイヴズと文書庫を同一視したくなってきます。アーカイヴズは、確かに、まず第一に、権利証書、すなわち、火災やヴァイキング侵入によって失われた文書に関して、その損害を補うべく教会へと発給されたもので、王文書の表現を借りれば、「教会に属する財産を証明する資料 *instrumenta cartarum et testamentorum ecclesie pertinentium*」なのです¹⁵。*testamentum* という用語は、もはや遺言ではありません。カロリング期から 12 世紀に至るまで、この語の用法は崩れ、あらゆる文書、とりわけ私文書を意味するようになりました。11 世紀半ばにおいてル・マン近くのサン＝ピエール修道院の文書庫には、*tradiciones et precarias sive privilegia et strumenta ... cartarum* がありました¹⁶。すなわち、譲渡、プレカリア契約、特権文書などです。*privilegium* あるいは *preceptum* (王や教会などの権威から発給される文書) と、その他の *carta* との区別は、中世を通じて一般的でした。13 世紀に、もし、ある文書管理人が、当時文書庫やカルチュレールにおいて支配的であった文書の多様な類型を総覧しようとしたなら、特権文書、書簡、証書の三つを区別したでしょう。書簡とは、この場合、しばしば、王文書の新しいカテゴリーであるレットル・パタント、あるいは教皇書簡を意味します。後者は、12 世紀以降、あらゆる行政上あるいは裁判上の諸問題に関して、教皇庁が乱発した教皇文書類型です。

もし「権利証書 *charte*」という観念が、アーカイヴズの内容を、比喩的に要約するものであるとしても、修道院アーカイヴズには、他の資料、まず第一に、修道院の内部管理に係る資料が存在したことは忘れてはなりません。修道誓願の資料についてはのちほど触れますが、まず念頭にのぼるのは、もっとも代表的な二種類としては、所領明細帳と年貢台帳に代表される管理行政資料です。961 年に、サン＝ベルタン修道院のカルチュレール年代記を作成したフォルクイヌスが、「証書 *charte*」という分類のなかに、一世紀前に編纂された著名な所領明細帳を書き写していることは、特筆すべきことです。また、1087 年に、修道士ポールによって編纂されたシャルトルのサン＝ピエール修道院のカルチュレール年代記は、この修道院のアーカイヴズの素晴らしい点検報告書となっていますが、それによ

¹⁵ 864, pour Saint-Maur des Fossés : « *strumenta cartarum et omnia testamenta rerum praefato monasterio pertinentium* ».

¹⁶ Information des Gesta Aldrici episcopi Cenommanensis citée d'après H. FICHTENAU, *Archive der Karolingerzeit* [1972], dans Id., *Beiträge zur Mediävistik. Ausgewählte Aufsätze*, II. *Urkundenforschung*, Stuttgart, 1977, p. [15-24] 115-125, aux p. 119-120.

ると、ここには所領明細帳の断片や、保有民リストがあったのです。ただし、後者についてポールは、「これは何の役にも立たない、なぜなら、彼らの名前からは、その息子や孫の名前は分からないからである」としています¹⁷。これら管理資料からは、さらに、いくつかの文書の存在が推測されます。いくつかの文章が、他の異なるスタイルで書かれた内部資料を利用していることを示唆しているからです。ここでは、あらゆる種類の台帳系資料の存在を思い浮かべねばなりません。あらゆる種類の管理情報の記載であり、たとえばリスト、総覧、財産目録などです。のちになると、これらのやや叙述的な記述は、厳密な意味での文書と、純粋な管理資料との中間に位置する類型となるでしょう。

場所と人

すべてのアーカイヴズが、一つの同じ場所に集められるわけではありません。ある修道院では、特定のカテゴリーの文書は別個に管理されますし、また別の場合には、たとえばサン＝ベルタンの場合がそうですが、関係する部署ごとに文書が分配されるなどの事態も想定せねばならないのです。さらに、別の原因から、アーカイヴズがある種解体することもあります。

多くの修道院、とりわけ非常に由緒が古いものは、すぐそばに埋葬された聖人の崇敬のために創建されました。ある教会では、ある種のアーカイヴズは、とくに聖人の遺骸とともに安置されています。たとえばサン＝ドニの場合がそうです。832年、修道士たちの騒乱と深刻な危機を経験したのち、サン＝ドニでは、この王家にとって非常に重要な修道院に対して眉をしかめていたルイ敬虔帝によって、修道改革が強制的に導入されました。この際、修道士たちは、公開の儀式で、サン＝ドニに祀られている殉教者、すなわちこの修道院が物理的にも彼らの遺骸の上に立てられている3人の聖人、聖ディオニシウス、リュスティクス、エレウテルスのもとに、修道士全員が署名した文書を安置したのですが、そこでは、彼らの修道誓願が確約されていたのです。まったく同じ署名をともなった文書が他にも二通作成され、一つはルイ敬虔帝、いま一つは修道院長のもとに寄託されました¹⁸。この話をよく理解するためには、修道誓願は、通常は、ベネディクト戒律にしたがって、修道士自身の手によって書かれるか、あるいは少なくとも署名されなければならないという事実を思い起こさねばなりません。修道士は、彼が自身帰依する聖人を前にして、書いたもので誓約するわけです。コンスタンティヌスの真似かどうかともかくとして、聖人の墓

¹⁷ Vetus Agano, VIII, 19, éd. Guérard, p. 43 : « *quorum incolarum nomina paginae operosum fuit, praesertim cum utilitate nil attulisset, neque per eorum vocabula filii vel nepotes quivissent agnosci* ».

¹⁸ 832年8月26日付のルイ敬虔帝の文書の抜粋には、832年1月の教会会議決議が記載されている。éd. A. WERMINGHOFF, *Concilia aevi Karoli*, t. II, 1908, n°52, p. 687) « *Ipsi de cetero fratres ... consensu salubri et prudenti tres cartulas conscripserunt, ut una earum ad caput gloriosissimorum Christi martyrum fieret, altera regiae dominationis nostrae custodia servari demandaretur, tertiam vero ipsius monasterii abba haberet. In quibus se a beato patre Benedicto docente sancto Spiritu descriptam regulam sunt servare velle professi. Et unusquisque eorum nomen proprium cum gradu et monachi appellatione eisdem cartis subterfimavit* ».

に、彼らが葬られている教会に発給された文書を「置いた」王たちの例は枚挙にいとまがありません。たとえば、シャルルマーニュは、774年に聖ペテロの墓に¹⁹、ルイ短軀王は、878年サン＝マルタン教会に、というわけです。ここで問題としているケースでは、文書の保管場所は一時的なものではありませんでした。なぜなら修道院長は、別に一通所持するからです。聖人の遺骸が収められているクリプトが、アーカイヴズの場所だったのです²⁰。このやり方は、ローマでの慣行を真似たものであろうと思われまます。そこでは、教皇によって署名された「信仰告白」は、聖ペテロの「遺骸」の上に安置されました。ここで意味されているのは、教会の下に穿たれた小さな穴蔵です²¹。聖人の墓がない場合、あるいは別の慣習では、アーカイヴズが安置されるのは、祭壇の上か、あるいはその近くでした。ちなみに、祭壇には、法行為締結の際に、文書が提示される場所でもありました。イタリアのヴァロンブローザにおいて、カノッサ女伯のマチルダは、1100年と1103年の二回にわたり、二通の譲渡文書を、聖ヨハネ・ガルベルトに捧げられた祭壇に安置しましたが、この聖人はこの修道院には葬られていませんでした。ちなみに、この二つの文書は、1806年までそこにありました。聖人の加護はかくも長く続いたのです²²。

聖なるものとの接触は、部分的とはいえ、アーカイヴズが典礼書や典礼具と混ざって保管されてきたことを説明するものです。9世紀の中葉には、ル・マン近郊の小さな修道院サン＝ピエールでは、「箆笥」のなかに、典礼衣装や典礼具、さらには書物や文書類が収められていました²³。アーカイヴズ、書物、宝物の関係は、保護という同一の配慮によるものです。火災に対する保護という配慮もまた、しばしば、アーカイヴズを適切な場所に設置する理由ですが、それは祭具室や塔のなかの部屋でした。塔というのは、ちなみに、少なくとも14世紀以降、クリュニー修道院で確認されるものです。フォントウネル修道院では、院長アンセジウスは、9世紀のはじめに、寝室の前に位置する柱の間に、「文書建物」建設しましたが、これは「書物建物」とは区別されています²⁴。アンセジウスは、彼の名前が付

¹⁹ Arnold ANGENENDT, « Grab und Schrift », dans *Schriftlichkeit und Lebenspraxis im Mittelalter. Erfassen, Bewahren, Verändern*, éd. Hagen Keller, Christel Meier, Thomas Scharff (Münstersche Mittelalter-Schriften, 76), Munich, 1999, p. 9-23.

²⁰ 聖人の墓への文書の安置については、さらに、以下の論文を参照。Peter WORM, « Beobachtungen zum Privilegierungsakt am Beispiel einer Urkunde Pippins II. von Aquitanien », dans *Archiv für Diplomatik*, t. 49, 2003, p. 15-48.

²¹ Formule de souscription du *Liber Diurnus*, éd. H. FOERSTER, Berne, 1958, p. 157 : « *Ill. gratia Dei episcopus sanctae catholicae et apostolicae ecclesiae urbis Rome huic professioni recte et orthodoxe fidei sicut superius legitur subscripsi in venerabile corpus tuum beatae Petre apostolae optuli conservandam* ».

²² Références dans Elke GOEZ, *Pragmatische Schriftlichkeit und Archivpflege der Zisterzienser. Ordenszentralismus und regionale Vielfalt, namentlich in Franken und Altbayern (1098-1525)*, Münster, 2003 (Vita regularis, 17), p. 99.

²³ Cité d'après H. Fichtenau, *Archive der Karolingerzeit* [1972], dans Id., *Beiträge zur Mediävistik. Ausgewählte Aufsätze, II. Urkundenforschung*, Stuttgart, 1977, p. [15-24] 115-125, aux p. 119-120.

²⁴ *Gesta sanctorum patrum Fontanellensium coenobii*, XIII, 5, 6, éd. P. PRADIÉ, *Chronique des abbés de Fontenelle*, Paris, 1999 (reprenant l'édition Lohier-Laporte), p. 170 : « in medio autem porticus, quae ante dormitorium sita uidetur, domum cartarum constituit ».

されているカロリング王の勅令集の編纂者でもあります。おそらく、法的な価値を有する「権利証書」の特殊性には、立法テキストと同様に、特別な注意を払っていたのでしよう。とりわけ注意したいのは、伝来する物語によれば、彼はアーカイヴズ資料ではなく、書物を特別視していたことです²⁵。

宝物、書物、文書の関係は緊密なものでした。それでは、これらの豊かな富を委ねられていたのは、同一人物であったのでしょうか。835年のボッピオ修道院においては、文書の管理は、明確に書物や宝物とは区別されています。修道院の役職として、「書物管理人」とは別個に、宝物管理人と文書管理 *custos cartarum* がいるのです²⁶。このような専門分化は、おそらくあまり拮がった解決法ではなかったでしょう。おそらくより頻繁に見られたのは、文書の管理が、宝物や書物の管理人、あるいはその他の役職に委任される状況でしょう。*armarius* という用語は、書物、文書双方の管理人を意味しますが、この職があったにせよ一時的なもので、永続的な役職ではなかったと思われま²⁷。

アーカイヴズの取り扱い

アーカイヴズの場所と収納用具 ——非常に多くの研究が、この問題に関して存在しますが、ここで対象としている時期については、中世末期ほど研究は多くありません。文書

²⁵ フロドアルドゥス (*Historia Remensis ecclesie*, II, c. 19, éd. M. STRATMANN, MGH Scriptores, p. 175-176) は、ランス教会の *archivum* は、大司教エボンによって建設された (835年以前) と述べるが、それが「アーカイヴズ資料」を収めるものなのかどうかは語っていない。他方、彼は、ここには大量の聖遺物が収納されていたことを強調している。« *Archivum ecclesie tutissimis edificiis cum cripta in honore sancti Petri omniumque apostolorum, martyrum, confessorum ac virginum dedicata, ubi deo propitio deservire videmur, opere decenti construxit, ubi multorum tam apostolorum quam ceterorum sanctorum condita pignera reservantur. In qua nonnulla illustrationes ostense noscuntur.* »

²⁶ *Initia consuetudinis Benedictinae. Consuetudines saeculi octavi et noni*, éd. K. HALLINGER, Siegburg, 1963 (*Corpus consuetudinum monasticarum...*, 1), p. 420-422, à la p. 421 : « *Custos cartarum omnia provideat monasterii monimenta ; bibliothecarius omnium librorum curam habeat, lectionum atque scripturum ; custos ecclesiae provideat luminaria et omne ornamenta.* » ; sur les archives de Bobbio : Andrea Piazza, « *Custos cartarum omnia monasterii provideat monimenta. Consapevolezze archivistiche e difesa della tradizione a Bobbio tra IX e XII secolo* », dans *La memoria dei chiostrri. Atti delle preime Giornate di studi medievali, Laboratorio di storia monastica dell'Italia settentrionale*, éd. Giancardo Andenna, Renata Salvarani, Brescia, 2002 (CESIMB, Studi et documenti, 1), p. 15-24.

²⁷ 1167年に、コルビーのある修道士は、*armarius* という肩書きをともなって文書に署名しているが、彼は実際には「第三副院長」であった。この用例は、12世紀末までの時期に関して、この修道院では唯一のものである。この職は、いずれにせよ、サン＝ヴァスト教会との紛争解決に際して、偶然のように登場しているのである。これは、合意の効力を保証する立場を強調するためか、アラスの教会と対にするためか (というのも、この文書では、サン＝ヴァストの *armarius* も同様な役割で登場するからである)、あるいは、この職の言及は、このとき、なんらかのアーカイヴズ整理が行われたことを示すものなのであろうか (文書裏面に体系的に文書情報が記載されたのが、同時期と思われる)。

収納用具についての語彙は非常に多様ですが²⁸、結局のところ、以下の三つに大きく分けられます。棚と櫃と箱です。13世紀のコルビー修道院では、1295年に編纂された黒カルチュレールの序文によると、*librarium* というところにあるアーカイヴズは、櫃と小さな棚に収められていました。この年、副修道院長の職にあったジャン・ド・カンダは、新しいカルチュレール編纂が要請したアーカイヴズ全体の再編成に着手しましたが、彼の目には、収納用具についての統一性の欠如が、これらのなかに降り積もった文書の大混乱を引き起こしているように見えたのです。全体を、カルチュレールの分類に照らして再整理した結果、統一性が現われましたが、そこで彼は、全部で27の小箱を参照しており、それらはカルチュレールの各セクションに対応しています²⁹。ここで用いられている *scrinium* という用語は、非常によく使われる用語ですが、とりわけ複数形で用いられる際には、やや抽象的な集合名詞という色彩を帯びます。しばしばアーカイヴズ自体を示すこともありますが、文脈では、文書庫をも意味します³⁰。

資料を保管するやり方もまた、問題です。これらは折り畳まれていたのでしょうか。方法はさまざまですが、文書裏面に残る文章の位置や、資料の折り返しとの関係でのほこりの痕跡などから、資料は基本的に折り畳まれていたと考えられます。この保管方法は、おそらく印章をよい状態で保存するにもよい方法であったでしょう。印章は、ときには小さな袋で保護されていますが、これは中世末期の慣行です。

アーカイヴズの分類 ——資料の文書管理については、よく分かっていません。ここで対象としている時期については、資料の裏面に記された言及が、アーカイヴズの分類、少なくとも管理についての主要な痕跡です。これは、同時代あるいは後世に書かれたコメントではなく、実際のところ、「文書管理」上の配慮があったことの証言なのです。フランド

²⁸ Emmanuel POULLE, « Classement et cotation des chartiers au Moyen Âge », dans *La conservation des manuscrits et des archives au Moyen Âge*, actes du XI^e colloque du Comité international de paléographie latine, Bruxelles, 19-21 oct. 1995, éd. P. Bourgain et A. Derolez, *Scriptorium*, t. 50 (1996/2), p. 345-355, à la p. 347.

²⁹ Préface du cartulaire noir de l'abbaye de Corbie (BnF, lat. 17758) « ... *idcirco ego frater Johannes de Candas, monachus et prepositus ecclesie Corbeyensis predictae, quamvis indignus, de mandato reverendi patris ac domini DOMINI Garneri, divina permissione Corbeyensis abbatis, considerantis quod ex hiis que inordinata sunt non potest agi aliquid ordinate, privilegia, cartas et litteras supradictas anno Domini millesimo ducesimo nonagesimo quinto, in modum qui sequitur ordinavi: Nota ergo ad majorem declarationem hujus opusculi quod in isto libro continentur viginti septem libri secundum quod in librario predicto sunt viginti septem **scrinia** in quibus continentur littere et carte diversarum villarum et territoriorum ecclesie Corbeyensis.*) »:

³⁰ Voir le passage cité de SUGER, *Liber de rebus de administratione sua*, éd. F. Gasparri, « *Cum etate docibili adolescentiae meae antiquas **armarii** possessionum revolverem cartas, ...* » ; Autre exemple du XI^e siècle à Fleury d'après la *Vie de Gauzlin*, § [12], p. 44 : « *Pari modo Sancti Martini aecclesiam, in castro Sancti Saturi [= Sancerre] at in area nostre portionis locatam, a quodam clericalis professionis recepit [= Gauzlin] viro, nomine Willaleo, conscriptioneque precaria ab eo impetrata, quondam ab antecessoribus ejus tradita, **nostro conservandam deposuit in armario.*** »

ルにおいては、この種の言及は、紀元千年以前には現われず³¹、コルビーでも 12 世紀半ばより前には見ることが出来ません。他方、ザンクト・ガレンにおいては、920 年までの時期で 839 通の文書が残っており、古いものは 8 世紀の後半に遡るものがありますが、最初の文書の大整理は、815 年に行われました。その後、文書裏面の言及を通して観察すると、900 年ごろに大規模な文書庫の整理が行われたようです。アーカイヴズ資料は、36 の部分に分けられ、それぞれは所領群の大きな塊に対応しています。それぞれの資料には、ローマ数字で「章」の番号が振られています³²。同様の地理的な分類は、おそらくフルダ修道院でも採用されていました。少なくとも、828 年ごろに、院長ラバヌスによるイニシアティブで編集された大きなカルチュレールは、そのことを示唆しています。すなわち、そこでは、譲渡や売却、交換やプレカリア契約からなる約 2000 通の文書が、15 部にわたって転写されており、それぞれのセクションは、カロリング期の行政単位であったパグスに一致しているのです³³。他の場所では、大雑把とは言え、年代順の分類が実施されていました。サン＝リキエでは、1098 年の文書目録によれば、全 53 通の 11 世紀の文書が、修道院長ごと、すなわちおおよそその年代順にまとめられています³⁴。フルリでは、993 年の王文書裏面の記載が、それ自体は孤立した記載なのですが、同種の分類が採用されていたことを推測させるものです³⁵。13 世紀には、間違いなく、地理的な分類が支配的ですが、同時に、王や教皇の特権文書のような権威による発給の文書や、流通税や免除などの個別の諸権利に関する特別な資料は、全体とは別扱いにされることもあります。一言で言えば、すべては、アーカイヴズの大きさなどのさまざまな要因次第であり、管理のやり方も、文書の類型や分類の可能性に応じて多様であったのです。

アーカイヴズの整理番号付け ———これこそ、制度の歴史と同時に文化の歴史にも関係する巨大な問題です。というのも、この問題は、書き物やアーカイヴズの問題、分類テクニック、さらにはミシェル・フーコーの用語を借りるなら、権力の「冷たい」形態として

³¹ Georges DECLERCQ, « Le classement des chartiers ecclésiastiques en Flandre au moyen âge », *Scriptorium*, t. 50 (1996), n°2, p. 331-344, aux p. 333-335.

³² Rosamond MCKITTERICK, *The Carolingians and the written word*, Cambridge University Press, 1989, p. 80; Albert BRUCKNER, « Die Anfänge des St Gallen Stiftsarchivs », dans *Festschrift Gustav Binz*, Bale, 1935, p. 119-131.

³³ P. GEARY, « Entre gestion et gesta », dans *Les cartulaires...*, p. 13-24, aux p. 18-19.

³⁴ 関係史料は、以下の史料集に収められている。HARIULF, *Chronique de l'abbaye de Saint-Riquier (V^e siècle-1104)*, éd. F. LOT, Paris, 1894 (Collection de textes pour servir à l'étude et à l'enseignement de l'histoire). この史料群に関する、さらに進んだ検討については、以下の論文を参照。L. MORELLE, « Les chartes dans la gestion des conflits (France du nord, XI^e-début du XII^e siècle) », dans *Pratiques de l'écrit documentaire au XI^e siècle*, O. Guyotjeannin, L. Morelle et M. Parisse éd. [= *Bibliothèque de l'École des chartes*, t. 155, 1997], p. 267-298, aux p. 268-276 ; voir encore : O. GUYOTJEANNIN, « *Penuria scriptorium* : le mythe de l'anarchie documentaire dans la France du nord (X^e-première moitié du XI^e siècle) », *ibidem*, p. 11-45, aux p. 16-17.

³⁵ フルリでは、993 年の王文書オリジナルが、アボンの院長時代の唯一の残滓として、「*Abbo XXXI*」という文書裏面記載を持つが、これは、修道院長ごとに文書が分類されていたことを示すものであろう。voir O. GUYOTJEANNIN, « *Penuria scriptorium...* », p. 17.

の *archivum* の誕生など関係するからです。しかしながら、ここでは、初歩的なやり方で問題に向き合うしかありません。文書管理の歴史は、非常に局地的な歴史で、場所ごとに状況がばらばらであり、一般に描かれるイメージとは、技術的な革新は突然現われて、停滞や慎重な調整が繰り返しを一変させる、というものです。ここで問題としている時期については、資料はしばしばしるしをとまなっており、それらはしばしば非常に洗練されていますが、類型においても機能においてもさまざまです。このしるしは、それぞれのアーカイヴズ資料に固有な番号や文字、デッサンなどの記号でもありますが、この場合は、群としての全体との関係は考慮されていません。他方、このしるしは、個別の資料が属するより大きな単位、たとえば箱とか棚ですが、を象徴して表現することもあります。ここでも、各個別資料と全体との関係はありません。あるいはまた、全体の中での単なる順序を示す場合もあります。

たとえば、コルビー修道院の場合を取り上げてみましょう。13 世紀を通じて、この修道院の文書は、しるしを付加されました。それぞれのしるしは、ひとつあるいは二つの要素からなり、この組み合わせがシリーズという一連性をもった体系を確保しますが、これは、最終的にはアルファベットで表現されました。シリーズは大変その数が多いものです。たとえば、アルファベットが一つ、二重、さらには組み合わせられて作られるものがあります。他方、一つの文字が幾何学図形の中に書かれたり、十字架やその他のデッサンと組み合わせられたりもします。アルファベットの一連性という性格に基づく、これらのシリーズは当然ながら、無限ではありません。これらのしるしが、分類、すなわち、配列の物理的な単位、あるいは分類の知的な単位に対応するものなのか、あるいはまた、単なる点検の際の識別記号、すなわち、一つの資料を一つの記号で区別することが重要なものなのか、判断が付きません。いずれにせよ、ジャン・ド・カンダが 1295 年に文書庫の整理を行ったとき、このしるしは、以後もはや単なる個別の識別記号でしかなく、それぞれの資料が、それらが収められている 27 の小さな箱とどのような関係にあるのかとは、まったく無関係だったのです。さらに、彼は、それぞれの資料が属している知的あるいは物的な単位を示す番号を（ここでは、知的な分類単位と物的な分類単位は、文書庫の整理のなかで一体化しています）、羊皮紙の上を書くことを有益とは考えませんでした。言葉を変えて言えば、一通の文書を見て、そこにしるしを見つけても、それは全体との関係では何を意味しているのか分からないのです。すなわち、このしるしは、厳密な意味での分類記号ではないのです。分類記号とは、体系的に分類された全体のなかでの、それぞれの資料の位置を示すものでなければなりません。文書庫がこのようなやり方で整理されたのは、1421 年のことでした。このとき、すでに存在している資料および将来移送されることが予想される資料には、全体における位置を示す「分類記号 *cote*」が指定されましたが、この分類の体系は、物理的な配架上の制約とは無関係の、整理上の分類なのです。この例から分かるのはなにより、文書管理人が、有効な資料表示システムを確立することがいかに困難であったかということです。有効なシステムであるためには、各文書を、真の意味でアーカイヴズの一単位とし

て認識せねばならず、これは知的に把握された全体の一要素として把握することなのです。

この問題については、最後に、文書目録について一言述べておきましょう。文書目録は、中世初期を通じて、12世紀に至るまで、ほとんど存在せず、この不在という現象は、書物や宝物の取り扱いに比べるなら、非常に奇妙です。本当のところを言うと、文書庫の目録ではなく、資料のリストならまだあるのですが、その意味について評価することは大変微妙です。この種の資料は、フルダやトリエルのサン＝マクシマン教会に存在します。すでに見たサン＝リキエのリストについては、むしろ目録のような体裁を示しています³⁶。13世紀、とりわけその後半以降になって、特に修道院においてですが、文書管理人たちは、形態が混ざり合った資料形式を編み出しました。たとえば、カルチュレールと目録の混合形態、あるいは目次と目録の中間形態です。さらに、同じ時期を通じて、カルチュレールが文書庫の案内道具になっていきます。つまり文書テキストの転写であると同時に、対応するオリジナルの場所が示された冊子となるのです。

もっとも重要な管理道具：カルチュレール

「文書の記憶の管理」がもっともはっきりと現われるのは、冊子のなかに文書が体系的に転写される場合で、その冊子がカルチュレールと呼ばれるものです。ここまでのお話しのなかでも何度も登場したこの手書きの冊子は、昔の文書庫の状況を知る上でも非常に重要です。カルチュレールの目的やテーマについては、非常に幸いなことに、多くの研究者の注意を引いてきました。カルチュレールは、9世紀はじめに、カロリング帝国の東の地域で生まれました。知られている限りでのもっとも古いカルチュレールは、19世紀末に、ミュンスター修道院のある写本の装丁のなかで発見された、たった二葉の断片です。この冊子は、おそらくスイスのクール司教座教会の文書を集めたものと思われそうですが、すでに、私たちが通常のカルチュレールとして認識するイメージに合致しています。すなわち、冊子であり、テキストは省略されずに全文が、次々に転写されており、番号が付けられ、赤インクで表題が付されています。9世紀には、この種の集成は、フライジングやフルダにおいて、司教や修道院長のイニシアティブのもとに編集されましたが、この世紀の半ばにはすでに、特にドイツにおいて、相当の数に上ります。西フランク王国においては、同時期、記載される文書がずっと限定された一件書類型カルチュレール、すなわち「証拠書類」の集積が見られますが、全般的な集成となるのは、10世紀を待たねばなりません。この時期には、文書が満載の年代記である、カルチュレール年代記とよばれる混合形態がよく編集されました。その最初の例は、961/2年にサン＝ベルタン修道院でフォルクイヌスが編纂したものです。文書の集成というやり方が一般化するのには、11世紀、とりわけ12世紀以降です。

³⁶ Inventaire intitulé : « *Anno Domini incarnati MXCVIII, indictione V, regnante Philippo XXXVIII, primo anno regiminis Anscheri, annotatae sunt chartae hic, quare tunc Centulo habebantur* » éd. F. LOT, dans HARIULF, *Chronicon*, Appendice IX, p. 314-318, sous le titre : « Inventaire des chartes de l'abbaye de Saint-Riquier dressé en 1098 à l'instigation de l'abbé Anscher ».

固有の伝統を誇る古い修道院の多くは、なかなかカルチュレールという流行には反応しませんでした。11世紀を通じて、聖人伝や歴史編纂活動の特別な中心であり続けたフルリー修道院は、13世紀以前にカルチュレールを作成しなかったと思われます。11世紀に一件書類型カルチュレールは存在した、コルビーやサン＝ドニにおいても、本当の意味でのカルチュレールの編纂は1220年以後であり、しかも最初は特定の事柄に限定された文書のみを対象としていました。サン＝ドニについては、もっとも、シュジェールの院長末期の1150年ごろに作成が想定されています。13世紀には、逆に、文書庫が怪物のように膨れ上がったことからくる困難にも関わらず、これらの古い教会も、すべての教会にならって、カルチュレールへの移行を余儀なくされました。1270年代に編纂されたサン＝ドニの白カルチュレールは二巻本からなりますが、全部で2616通を再録しています。

これらのカルチュレールを、たとえ簡単にとはいえ、すべて総覧しようとするれば、それだけでも一回や二回の講演が必要となるでしょう。ここでは、やや戯画的ではありますが、全般的な特徴をいくつか述べるにとどめます。まず、カルチュレールは、それぞれ一つの固有の世界を持っています。カルチュレールは、狭いとはいえ、文書庫に空いた窓なのです。ということは、歴史家は、カルチュレール編集者の目を通して文書を眺めるということになります。それゆえ、編集者の意図を理解し、院長や文書管理人がどのような状況から、カルチュレール編集という長く困難な事業を始めるに至ったのかという状況を明らかにし、さらに、その編集のやり方を研究する必要があると必要となるのです。ここで提起される課題の数は非常に沢山に上ります。編集者は、どの文書を選択して転写したのか。テキストは完全なのか、省略されているのか、正確なのか、手が加わっているのか、全体として、資料はどのように配列されているのか、年代順か、地理別か、テーマごとか、順番は何に基づくのか、カルチュレール編集に先立って文書庫の整理が行われたのか、などなどです。

カルチュレールのなかには、ときたま、恐るべき複雑さを提示しているものもあり、ここでは、異なる性格の資料が同居しています。カルチュレールが、規則などの規範資料、権利証書以外のアーカイヴズ資料全般を含み込んでいることは、まれではありません。1170年ごろにギマンによって編集された、サン＝ヴァスト教会のカルチュレールには、宝物の目録、年貢のリスト、流通税のリストが記載されています。他の場所では、モン＝サン＝ミシエルのカルチュレールには、歴史叙述あるいは聖人伝に類するテキストが書かれています。比較的新しく創建された教会のカルチュレールにおいては、創建の物語がよく確認されます。

実際、カルチュレールは、ある種「万能ナイフ」のような、行政官や管理人の役に立つ、何でも参照可能な本なのです。しかしながら、同時に、あるいは別の場合には、「記憶の本」でもあり、この本を通して、教会は、自らのイメージやアイデンティティを、自分のためか、あるいは外部でこれを読む人間を念頭に練り上げるのです。カルチュレールは、ときにはかなり長く利用され続けることもありましたが、この場合には、新しい情報が付け加

えられるのです。そもそもから、あらかじめ、後世の付け加えを念頭に作成されることもありました。一言で言えば、カルチュレールとは、過去の記憶と、アーカイヴズ上の現在を、現在および将来の教会の必要のために、体系化するレフェランスブックなのです。歴史家は、多くの徴候を解釈しながら、その志向と事業を把握せねばなりません。これらの徴候とは、この書かれた「記念物」の構成や編集様態から観察されるのです。

以上の簡単な概観は、実践面での大きな多様性を正確に勘定に入れているわけではありません。アーカイヴズについての修道士の感性、利害、あるいは単なる態度といったものは、日々の具体的な実践を通して現われるものなのです³⁷。結論としては、以下の諸点を指摘しておきたいと思います。

1) アーカイヴズに対する修道士の態度は、書き物の価値の上昇によって変容しました。文字が信頼性を付与し、諸権利を保護し、権利主張の証拠となり、そして、過去の記憶を彩るのです。アーカイヴズもその恩恵を蒙った、文字の価値の上昇は、この時代を通して進行したのですが、文書庫が持つさまざまな側面に応じて、微妙に異なっています。たとえば、聖人の所有財産、富の具現化、尊重すべき契約のしるし、威信財、証拠、防衛のための武器などの諸面です。さらに、歴史家や「歴史好き」が理解する意味での「古文書趣味」も存在していました。この点については、いくつかの非常に面白い証拠があります³⁸。しかしながら、多くの著作に見られるこの古文書趣味は、実務的な関心によって正当化されねばならず、これこそ文書庫の機能に関わるのです。

2) 修道士の文書管理業務は、しかしながら、投げつけられた激しい非難を信じる限りでは、継続性を欠いていました。ある場所では、無関心の結果、寄進者との霊的な契約が忘れ去られ、別の場所では、書かれたものの欠如と「記憶の喪失」がとりわけ 11 世紀に非

³⁷ 11 世紀初めのコルビー修道院では、威信高き古い文書の裏に、テキストの転写とかなり長い文章が書かれていることがあるが、後者においては、表面に書かれた文書本文と関係のある権威ある発給者について、述べられている。同じく、紀元千年頃のコルビーにおいて(院長マンゴ治世、986 年頃-1016 年以前)、ある奇妙な冊子が作成された(BnF., lat. 13908)が、これは、財産管理とともに、修道院の記憶をつむぐものである。というのも、おそらく当時再発見された、院長アダルハルドゥスの規約(822 年)という著名なテキストに続いて、雑多な資料群が転写されており、そのなかには、いくつかの文書(冒頭に序論的説明が付加されている)や記念食事の設定リストが見受けられる。 Voir L. MORELLE, « La liste des repas commémoratifs offerts aux moines de l'abbaye de Corbie (vers 986/989) : une nouvelle pièce au dossier du 'Patrimoine de saint Adalhard' ? », dans *Revue belge de philologie et d'histoire*, t. 69 (1991), p. 279-299 ; L. LEVILLAIN, *Examen critique des chartes mérovingiennes et carolingiennes de l'abbaye de Corbie*, Paris, 1902 (Mémoires et documents publiés par la Société de l'École des chartes, V) (pour les chartes).

³⁸ エチエンヌ・ドゥ・サン＝チュルバンが書いた、『聖処女アマ伝』への大変素晴らしい序文を参照。éd. François DOLBEAU, « Vie latine de sainte Ame, composée au XI^e siècle par Etienne, abbé de Saint-Urbain », dans *Analecta bollandiana*, t. 105, 1987, p. 25-63, chap. 5-6, p. 48-49.

難されています。もっとのち、13世紀には、効果的な証明手段としての書き物の欠如が言い立てられています。12世紀には、事実の記憶がより効果的な武器であったにせよ³⁹、13世紀には法廷において勝利を収めるためには、印章つきの権利証書という法的な道具が要求されたのです。以上を念頭におけば、修道院が新しい社会＝文化的環境を肝に銘じたことがよく理解されます。この新しい環境こそが、アーカイヴズや管理資料のあり方を条件づけたのです。アーカイヴズに配慮すること、カルチュレールを作ることは、当時ある意味、必要悪となっていたのです。

3) とはいえ、当該教会の文字で書かれた記憶に関する修道士の仕事が、非常に大きな多様性を帯びていたことは強調せねばなりません。隣接した二つの修道院が、同じ時期に、まったく異なる管理の戦略をとることもありえたのです⁴⁰。ということは、「アーカイヴズ文化」は、多くのさまざまなファクターに依存していたということです。たとえば、人間の持つ意味はもちろん大きく、それぞれの修道院における、行政上のあるいは記憶をつむぐあり方についての内部伝統は強く働きました。また、修道院の危機や再建などの情勢変化のインパクトも重要です。さらに、教会のプロフィールの問題があります。古い修道院は、新しい教会と同じ必要性を感じなかったとはいえ、ライヴアルの動きには歩調を合わせねばなりませんでした。最後に、地域的な環境があります。「アーカイヴズ文化」は、非常に精緻な科学実験の結果のようなもので、その分析は大変微妙です。しかしながら、評価は難しいとはいえ、その役割は、修道院の成功や挫折には決定的な意味を持つものでした。

³⁹ マルシエンヌ修道院の『歴史＝所領明細帳』（1116/1121）を参照。éd. Bernard Delmaire, Louvain-la-Neuve, 1985 (Centre belge d'histoire rurale, 84), chap. 2, p. 66-67. 著者は、修道士を困らせていた多くの紛争について述べているが。それは「畑の境界、教会十分の一税、他者に負っているサンス、マンフェルム契約における時限所有、封として与えられた諸権利などについてである。（中略）これらの紛争をしかるべきかたちで解決するために、真理と正義が強固であらねばならないのが、同時に、生じたこと、あるいは生じた事柄についての、出来るだけ正確な記憶も不可欠である。それがゆえに、財産を守る責任を負う者は、古い年代記や、いにしえの人びとの事跡を点検し、注意深く、その記憶を維持せねばならないのである。そうすれば、他者の財産をあくなきやり方で狙う者たちが頼る暴力や主張に対抗することが出来るであろう。

⁴⁰ 11世紀におけるコルビーとサン＝リキエ、12世紀におけるシトー修道会の四つの娘修道院（ラ・フェルテ、ポンティニ、クレウルヴォ、モリモン）。